

大船渡市空き家バンク活用奨励金交付要綱

(目的)

第1 空き家バンクへの空き家の登録を促進するとともに、大船渡市への移住及び定住の促進を図るため、空き家バンクを利用して売買契約又は賃貸借契約（以下「売買契約等」という。）が成立した登録所有者等及び利用希望登録者で、一定の要件を満たすものに対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号）及びこの要綱により奨励金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 大船渡市空き家バンク実施要綱（平成30年大船渡市告示第63号。以下「実施要綱」という。）第2第1号の空き家をいう。
- (2) 空き家バンク 実施要綱第2第3号の空き家バンクをいう。
- (3) 登録所有者等 実施要綱第5の登録所有者等をいう。
- (4) 利用希望登録者 実施要綱第8の利用希望登録者をいう。
- (5) 移住 大船渡市外に居住していた利用希望登録者が、空き家バンクを利用して購入し、又は賃借した空き家に生活の本拠を置き、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき大船渡市の住民基本台帳に記録されることをいう。

(奨励金の交付対象者)

第3 奨励金の交付の対象となる者は、登録所有者等であって利用希望登録者との間で売買契約等を締結したもの又は利用希望登録者であって登録所有者等との間で売買契約等を締結したもののうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大船渡市税を滞納していないこと。
- (2) 当該売買契約等の相手方が3親等以内の親族でないこと。
- (3) 利用希望登録者にあつては、売買契約等の締結後に大船渡市に移住した者であること。
- (4) その他奨励金の交付が不相当であると市長が認める者でないこと。

(奨励金の額等)

第4 奨励金の額は、5万円とする。

2 奨励金の交付は、一の空き家に対して1回、かつ、利用希望登録者1人に対して1回を限度とする。

(奨励金の交付申請)

第5 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大船渡

市空き家バンク活用奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、利用希望登録者が当該空き家の所在地に住所を定めた日（申請者が登録所有者等である場合にあっては、売買契約等が成立した日）から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家に係る売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (2) 大船渡市税の未納がないことを証明する書類
- (3) 利用希望登録者にあっては、世帯全員の住民票の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（奨励金の交付決定）

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、当該申請に係る関係書類等を審査し、奨励金を交付すべきものと認めたときは、大船渡市空き家バンク活用奨励金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付請求）

第7 申請者は、第6の規定により決定された奨励金の交付を受けようとするときは、大船渡市空き家バンク活用奨励金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

前 文（抄）（平成30年4月11日告示第91号）

平成30年4月11日から施行する。

附 則（令和4年6月9日企画政策部長決裁）

- 1 この要綱は、令和4年6月9日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に売買契約等が成立した登録所有者等に係るこの要綱による改正後の第5の規定の適用については、第5中「売買契約等が成立した日」とあるのは、「この要綱の施行の日」とする。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

大船渡市長 様

〒 -
住所
氏名
電話番号

大船渡市空き家バンク活用奨励金交付申請書

大船渡市空き家バンク活用奨励金の交付を受けたいので、大船渡市空き家バンク活用奨励金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、奨励金の交付要件の確認のために必要な事項について、大船渡市が保有する情報を内部で利用し、又は関係機関等から情報の提供を受けることに同意します。

記

申請者区分	<input type="checkbox"/> 登録所有者等		<input type="checkbox"/> 利用希望登録者	
登録番号	第 号			
交付申請額	5万円			
振込口座	金融機関名	銀行・金庫・農協・組合 本店・支店・本所・支所		
	口座の種類	普通 ・ 当座		
	口座番号			
	口座名義人	フリガナ 氏 名		
添付書類	1 空き家に係る売買契約書又は賃貸借契約書の写し 2 大船渡市税の未納がないことを証明する書類 3 世帯全員の住民票の写し（続柄の記載があるもの） ※登録所有者等が申請する場合は添付不要 4 その他市長が必要と認める書類			

様式第2号（第6関係）

大船渡市指令 第 号
年 月 日

様

大船渡市長

印

大船渡市空き家バンク活用奨励金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった大船渡市空き家バンク活用奨励金
について、下記のとおり交付することを決定したので、大船渡市空き家バンク
活用奨励金交付要綱第6の規定により通知します。

記

交付決定額 金5万円

様式第3号（第7関係）

年 月 日

大船渡市長 様

〒 -
住所
氏名
電話番号

大船渡市空き家バンク活用奨励金交付請求書

年 月 日付け大船渡市指令 第 号で交付決定の通知のあった大船渡市空き家バンク活用奨励金について、大船渡市空き家バンク活用奨励金交付要綱第7の規定により、下記のとおり奨励金の交付を請求します。

記

交付請求額 金5万円